

3-2-4 青色申告とは

Q 青色申告とは何ですか？

A 青色申告とは、一定の帳簿を備付け、それに基づいて正確に所得を計算する納税者について税法上の特典を与える申告です。

太陽光発電事業においては、青色申告特別控除、青色事業専従者給与等の適用が受けられます。ぜひ、青色の事業所得で申告を行うと良いでしょう。

(I)

解説

1. 青色申告をすることができる居住者

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を行う者となります。

2. 青色申告の要件

- (1) 税務署長へ、青色申告の承認申請書を提出して、あらかじめ承認を受けること(法144)。
- (2) 一定の帳簿書類を備付けて、これに事業所得等の金額に係る取引を記録し、かつ、これを保存しなければなりません。

3. 青色申告の主な特典

(1) 青色事業専従者給与

要件を充足すれば、原則として、全額を必要経費に算入できます。

(2) 純損失の繰越控除

翌年以降3年間繰越控除ができます。

(3) 純損失の繰戻還付

前年分の所得税額から還付が受けられます。

(4) 青色申告特別控除

総収入金額から必要経費を控除し、更に最高65万円(※)を差し引くことができます。

(5) 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例

中小事業者である青色申告者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得価額の全額を必要経費に算入できます。なお、その年分の取得価額の総額が300万円を超えるときは、その超える部分に係る減価償却資産は対象となりません。

(6) その他

その他、租税特別措置法上の優遇規定が、青色申告を要件として認められています。

(※) 青色申告特別控除 (最高 65 万円)

令和 2 年分からの税制改正があり、65 万円の青色申告特別控除を受けるためには、従前の要件に加え、以下のいずれかに該当することが必要となりました。この要件のみを満たさない場合には、55 万円の青色申告特別控除を受けることとなります。

- ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存（下記《参考》参照）を行っていること。
- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までに e-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して行うこと。

4. 青色申告の承認申請手続

- (1) 青色申告の承認を受けようとする者は、その年の 3 月 15 日までに青色申告承認申請書を税務署長に提出します。ただし、その年の 1 月 16 日以後、新たに業務を開始したときは、その開始の日から 2 か月以内に、その手続を行います（法 144）。
- (2) 青色申告の承認申請があった場合には、税務署長は備付けの帳簿書類等を調査し、所定の備付け、記録又は保存が行われているかを確認した上で、承認又は却下の処分をします（法 145、146）。

なお、その年の 12 月 31 日（その年の 11 月 1 日以後新たに業務を開始した場合には翌年 2 月 15 日）までに承認又は却下の処分がなかったときには、その日において承認があったものとみなされます（法 147）。